



Title	教育合意運動の学校経営戦略
Author(s)	古野, 博明
Citation	北海道大学大学院教育学研究科紀要, 85, 27-48
Issue Date	2002-03
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.85.27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28844
Type	departmental bulletin paper
File Information	85_P27-48.pdf



教育合意運動の学校経営戦略

古 野 博 明

School Administration Strategies of “Goi (Mutual Consent)” Movement to Education

Hiroaki KONO

目 次

はじめに	27
1. 教育合意運動とは何か	27
2. 「合意書」形態の発見	29
3. 思考様式の特徴——教育合意運動の活動空間と思惟の運動——	33
4. 学校づくりの典型——稚内南中学校再生のプロセス——	36
結びにかえて	39

はじめに

1970年代中盤に北海道の宗谷地域で提唱された教育合意運動は一貫して学校づくり・学校改善のあり方をきわめてオーソドックスに探究してきた類稀な教育運動であるが、その探究の仕方を注意深く分析的にみると、すべての子どもたちの発達と学習への意欲やすべての父母、住民の教育要求と教育の理念や目的との間柄を理論的な場面でも実践の具体的な諸局面においても媒介し、人々の思考と行為をリードしようとする政策活動にきわだった特長を認めることができる。教育合意運動の生命線ともいえるべきそのような政策開発機能は、教育経営学が論じようとしてきた「学校改善ストラテジー」の議論⁽¹⁾と対象を同じくしてはいるが、方法的な出発の仕方を著しく異にしている。本稿はこのことに着目しながら、公立の義務教育学校を舞台としたこの運動が保有する学校経営の戦略とともいえるべき土着の綱領的政策的探究の跡をすこしく紹介し、学校を基礎単位とするアドミニストレイティヴでシステムティックな探究の今後に一石を投じようとするものである。

1 教育合意運動とは何か

教育合意運動の意義 さいしょに言葉の定義から入ることにしよう。宗谷の教育合意運動とは、一つひとつの学校を基礎単位に、地域のすべての父母・住民と教職員、さらには教育関係者のあいだに教育への「合意」を形成することを媒介として、父母・住民が教育人権保障の手段を獲得し学校教育の機構と機能をみずから制御することをめざす住民教育参加運動のことを

いう。これを運動の推進力たる学校教員あるいは自覚的教育労働者の側からつかみ直すと、この「合意」を媒介にして子どもの学習意欲と父母の願いにのみ任せ、そのことを通じて「教育の専門家」としての直接責任を果たすことをめざす運動ということになろうか。トレーガーたち自身の当初の用語でいえば、「『国民の国民による国民のための教育』という立場で民主教育を確立する合意運動」というのがその正確な呼称である。それは、1976年2月28・29日に開催された当時の北海道教職員組合宗谷支部——以下北教組宗谷支部、宗谷支部または単に支部と略記。現在はその思想的組織的伝統が宗谷教職員組合に引き継がれている。——の1975年度年次大会で当時の支部指導部によって提唱された。

このような教育合意運動の意義を精確に捉えるには、それが^{スカラー・インブルー・メント}学校改善というごく普通の日常的な——本質的には、父母・住民の生活と学問・学習の問題に直結しているはずの——テーマを現代公教育の改良と改革のかなめに位置するものとしてたえずつかみ直し、学校づくりの合意運動を探究の基軸に据えつけてきたという果敢な措置の意義を的確につかむ必要がある。つまり学校づくりがかなめだというのは、学校づくりの運動には他の教育運動的諸活動を結合する働きがあるとみなされるに至ったことを意味し、学校改善の日常実践をじっさいにそのような方向に働かせるためには、このかなめの働きをじっさいに引き起こすことのできる基軸の装置を発見し開発することが不可欠となる。トレーガーたちは、この装置の発見と開発をめざして、学校づくりの運動は「すべての教職員、父母、教育関係者の合意」を基軸に据えて進めるときにのみはじめて真に発展させることができる、というきわめて綱領的大局的で目的意識的な着意・着眼に賭けたと解されるのである。

教育合意運動の目的 つぎにここにいう「合意」とは、(1)父母、住民と教職員の合意、(2)各学校の教職員集団の合意、(3)教職員組合、校長会、教頭会、管内地方教育委員会連絡協議会等教育関係中間諸団体相互のあいだの合意、の三つの意味合いで用いられてきたタームであるが、教育合意運動あるいは民主的学校づくりの合意運動というときの根本的基底的概念は(1)にある。その主意はこう提示されていた。

◎教育の荒廃をなくし、民主的学校づくりをめざす広範な教職員と、父母との間の『合意の砦』を、すべての学校や地域につくりあげます。

◎『合意の砦』をきずくことは、民主教育をより発展させるたたくい的手段ではなく目的です。教職員と組合は、そのため、持てるすべての知恵と力を発揮します。

◎この『合意の砦』を破壊、攻撃しようとする権力や政策に対し、『合意の砦』を軸に、それを支持するより多くの人々との統一の力ではねのけます。(昭和51年4月27日付「北教組宗谷情報」、傍点は引用者)

こうして運動の基軸たる学校づくりの合意運動は、「教育荒廃をなくし、民主的学校づくりをめざす」広範な父母と教職員の「合意」をすべての学校、地域に創り出すことそれ自体を直接の目的として提唱されたのである。ここに「教育荒廃」とは、子どもたちの学習と成長を助ける場であるはずの学校が「十分にその機能を果たせなくなっている」⁽²⁾状態をさす言葉として用いられたものであった。だから「教育荒廃をなくす」とは、学校が子どもたちの学習と成長をじゅうぶんに助けることができるようになることを意味する。

そこで刮目を要するのは、第一に、上記二つ目の項目が、学校づくりをめざす父母と教職員の「合意の砦」を築くのは「民主教育をより発展させる」諸々の「たたくい的手段」ではない

ことをハッキリと述べている点であろう。ここには「合意」の追求と創出それ自体は教育政策に反対する運動の手段ではないことが含意されているといつてよく、当時の情勢にそくしていえば、それはただちに教育合意運動が学校「主任」制反対運動の手段ではないことを明確にするべく具体化されるはずのものだった。第二に、三つ目の項目では、「合意の砦」を破壊し攻撃しようとする「権力や政策」にたいしては、合意を軸に人々の「統一の力」ではねのけると表現されている。ここに「合意」の目的をさまたげるものとして、とりわけ国の教育政策一般へのつよい警戒心と緊張感が横たわっているといえる。当時の具体的問題状況にからめていうと、なによりも学校「主任」制導入策が教育合意運動の目的を攻撃し破壊する性質を帯びているとみられていた、ということになろう。教育合意運動は、このように、そもそものはじめからそのめざすところの意味合いを、いっぽうにおいては諸々の形態の教育運動との関係、たほうにおいては統治機構の教育政策との関係でそれぞれ説明しながらあらわれたのである。こうした目的論の枠組みこそ、教育合意運動の綱領的探究の座標軸をなす。

教育合意運動の諸形態 このようにして提唱された教育合意運動は、1976年4月、まず「教育活動と学校運営の民主的發展をめざす合意運動」として着手された。それは学校改善の実践的諸課題のうち学校運営なканずく校務分掌のあり方の改善に照準を合わせた学校づくりの個別的合意運動である。当時の学校「主任」制問題とのからみで選択を余儀なくされたものとはいえ、着手の仕方がきわめて「小局」（横山幸一の造語）⁽³⁾ 的であるのは留目されていい。同年6月には、わかる授業と楽しい学校づくりをめざす「民主的学校づくりの合意運動」が提唱されたが、それは（事の経緯にそくしていうと）「教育活動と学校運営の民主的發展をめざす合意運動」が「主任」制反対運動の方向に歪む危険を防ぎ、人々の思考と行動を学校づくりをめぐる父母と教職員の「合意」という事柄の根本に引き戻す意図をもって本格的に提唱されるに至ったものである。さらに当初から「各分野の合意運動」を「学校を基礎に継続的に進める」（先掲「宗教情報」）とされていたように、教育合意運動は、さまざまな課題と形態の合意運動の展開を——それが「合意運動」の名を冠するか否かは別として——想図しながら提唱されたものである。じっさい宗教においては、教育研究運動の注目の形態である宗教教育研究の基本構想（通称「宗教研構想」）、東京みずさ画廊と故吉井忠ら画家の協力をえてとりくまれた全市町村を舞台とする移動美術展、市民ぐるみの子育て運動、親育ち・教師育ちをめざす宗教教育年のとりくみなどをはじめ、教育合意運動のさまざまな形を見出すのは容易である。だから、子育てと教育にかかわるすべての活動、すべての実践的営為が教育合意運動の綱領的枠組みのなかに位置づけられ、時にそくし課題にそくしてそれぞれ個別合意運動の固有の目標が設定されている、と解していいとおもう。

2 「合意書」形態の発見

「合意書」とは何か ところで、学校づくり・学校改善の実践がじっさいに教職員と父母、教育関係者の合意、協力共同を得て前進するというためには、その行く手と個々人の努力や行為のあいだを媒介する具体的なヴィジョンがどうしても要る。発案者にたいする取材のプロセスをふりかえって言い直してみると、横山幸一が再三強調したくしが共感してきたことの一つは、「胴抜き」の教育運動論はダメだという主張であった。「胴体」のない身体が考えられない

ように、「頭」と「足」だけでは教育運動は成り立たないというのである。教育合意運動にあらわれた独創性のきわめつきは、この「頭」と「足」をつなぎ、集団を形成するボディーとしての「合意」の保証装置を作り、これをじっさいに働かせてみせた点にある。当時の北教組宗谷支部指導部は、個々人の思想と行動の総和を子どもと父母の目線からの確に軌道づける政策的指針が日常の学校教育実践に欠けている実態それ自体をきびしく反省して、この問題の探究に心血を注いだのであった。こうして「合意書」というきわめて独創的な政策形態が編み出されたのである。

(時系列にそくしていうと) 第一に、1976年4月15日「教育活動と学校運営の民主的發展をめざす合意運動」の政策的指針としてまず資料1の合意書(案)が北海道高教組稚内支部との連名で発表された。学校「主任」制問題が緊迫の度を増すなか、学校教育法施行規則が規定した「制度化主任」とすでに各学校に存していた「慣行主任」を方法的に区別したところこの政策の妙味が存するわけであるが、宗谷の独創性はそのような方法的区別を、「主任」制反対運動にではなく)教育活動と学校運営の民主的發展をめざす合意運動に生かしたという点にあらわれた。第二に、4月15日付「合意書」を原案とする北教組宗谷支部と宗谷管内地教委連教育長部会との対話の結果、道教委が道立学校管理規則の改正に踏み切った直後の緊迫した情勢下で、1976年5月24日資料2の合意書が成立している。これは、「主任」制導入に絶対反対の立場をとる教職員組合と上位下達型教育行政機関秩序の内側でその実施をじっさいになわざるをえない立場に立たされている地教委連教育長部会とのあいだで合意された、校務分掌ななく「慣行主任」の改善に的をしばった共同の政策である。

第三は、1976年6月に入って提案された資料3である。それはまず各学校の教職員に宛てて提起された。つまり教職員集団の合意を先行させ、そのうえで一つひとつの学校の名において父母・住民とのあいだの合意を追求する対話活動の本格的な展開を求めたもので——学校「主任」制に釘付けにされそうな眼を本道に引き戻すための——学校づくりの合意運動の基本政策としての意義をもつ。「合意書」の名を冠してはいないが、要約していえばそれは、父母・住民の側からみた教育活動と学校運営の改善の基本方向を、教師と学校の仕事の目やすの方向目標的な設定という操作を組み合わせる形で打ち出した合意書(案)である。教育の国民全体にたいする直接責任および教育行政の条件整備性の理念の現実態ときびすを接しながら、制度の内側に埋没することなく、これらを裏側から強化促進することと結合して、既存の制度の外側から学校改善のためのあらたなシステムを重疊的に築き上げようとする独特の組み立て方を採っている。この点を読み取ることができるかどうか、それが合意書理解の決め手となろう。またこのような政策の組み立て方は前二つの合意書にも共通にみられるが、学校改善・学校づくりの基本方向が父母と教職員の協力共同を実現する道と結んで政策化されたところにひとつの発展的展開を認めることができよう。

「合意書」の意義 では以上のような「合意書」という政策形態に含意された事柄は何であったか。第一に、合意書の発案それ自体がすでに、教育活動と学校運営の問題を労使関係という教育行政機関と教職員組合とのあいだの枠組みから解放して、これを父母の学校参加、住民教育自治へと開かれた地平に置き換える意図に出るものであった。したがってそれは、合意運動のなかで教職員組合が教育行政機関との対話(教組交渉制)の結果到達する合意点も、いわゆる「確認書」の形をとるのではなく、合意書という形態で交わされることを発案のはじめから

予定して策定されている。ここに、教育労働運動上の課題と日常の学校改善に照準を合わせた学校づくりの実践課題とをハッキリと区別する視点、それらの実践的な混同を克服しようとする探究精神がもっともあざやかにあらわれている。第二に、このような「合意書」形態の第一ステップは、ヨリ根本的には、教育活動と学校運営の改善にかんする政策決定をいわゆる国家教育権論にもとづく統治機構専断の体制から解放し、それを父母・住民固有の地所へと移し換えていこうとする意図をともなうものであった。合意書はそのことを本来の目的とした政策的指針にはかならない。

さらに第三に、このような住民教育自治的探究ルートにおいては、既存の教育制度をただ悪としてこれの破壊を要求するのでもなく、さりとて既存の教育制度を無批判にかぶせるのでもない、いわば衆目の盲点に向かって学校と教師の仕事の目的・目標の立て方にかんする探究の眼が開かれていくようにおもわれる。すなわち、子どもの成長と発達をじゅうぶん助けることができないほどに教育が荒廃し、学校や教師の仕事が父母の意志から乖離してくるのはなぜか、それは教育労働の現場に「憲法や教育基本法にもとづく民主的学校づくりや教育実践がどうあるべきかという一つひとつのことの厳しい追求」が欠けていたからではないのか、「そしてそれは、教職員集団の相互援助の不十分さによるもの」ではなかったのか⁽⁴⁾。「合意書」という政策形態開発の背後にはこういったきびしい反省的思考が存する。とうぜんのことながらそこから、個々の教師の自覚を促し、教職員の集団としての仕事の間を相互信頼、相互援助協力の場に切り替えていくにはいかにしたらよいのか、ということが出てくる。そしてそのような問いのもう一つ奥に、教職員相互の援助、協力関係が必要とされるのはなぜで、いったい学校はなぜなんのためにあるのか。個々の教員がその仕事に従事するのはただバンのためだけではないとすれば、かれの生きる目的、かれの労働の喜びはどこにあるのか、といったことがある。如上のような反省的思考には、問題の外皮をこのようにたえずめくり上げて、どこまでも目的・目標の問い方、定立の仕方を問い返す契機が内在しているようにおもわれる。つまり「合意書」という父母、住民の参加を促し保証する政策形態が示唆しているのは、^{ダイク・バート}参加という行為を媒介にして教育の目的・目標をさまざまなレベルで父母、住民の側から立て直し、計画を作り直してみると、現実の教育活動と学校運営における教師の専門的教育力量や相互援助協力関係の不十分さが、その克服を探究する眼をともなうてしだいに見えてくるはずだ、ということのようにおもわれるのである。それゆえ、以上三つの合意書の学校論、校務分掌論、「慣行主任」論等に存する目的・目標論の論法もまた、かかる「合意書」形態が示唆する文脈との関連で読まれる必要があり、またそれは一つひとつの学校において自主的に、校長を中心とする教職員集団みずからの意志で徹底的に検討される必要があった。要するに合意書の見地は純粹培養的な方向づけであって、各学校において具体の姿をとらなければならない、そのために各学校を単位とした父母と教職員の合意の追求とそれにもとづく政策的探究があらためて必要視されていた、こう読めてこよう。

「合意書」の展開　ところで、以上三つの合意書のうち5月24日付「合意書」は、学校「主任」制とのからみで故意にあるいは過失的に誤読されて、合意の不存在を策したり合意の内容に疑義を出す動きや合意の成立を「主任」制の受け皿とみてこれの破棄を求める見解、さらにはこれを学校「主任」制問題にかんする労使協調的な改良主義的対応策とみる見方などさまざまな反響に直面することになった。このために地教委連と宗谷支部の協議は継続され、両者は

加えられた疑義に全面的に応えるために対話の範囲・対象を広げ、共同して「教育活動と学校運営の共通課題に対する統一見解(合意)」を策定する作業を急ぐことになる。その結果1977年2月以降宗谷管内でも市町村学校管理規則改正がいよいよ日程にのぼりはじめるという情勢下で、市町村レベルでの新たな合意書がすべての市町村で、市町村教委と北教組宗谷支部各市町村支会とのあいだに成立した。資料4は1977年2月18日付の猿払村のそれである。’76年5月24日付「合意書」に比べて学校改善に向けての合意内容が拡大し深化している事実を読み取ることがここでは重要である。こうして各市町村の教育委員会と北教組支会は共同して、学校づくりの合意運動の推進をすべての父母・住民、教職員によびかける方向に向かい始めたのであった。

「合意書」の質的发展 いっぽう学校「主任」制の制度化を図る各市町村の学校管理規則改正は、こうした学校づくりの「統一見解(合意)」が成立していく過程に併行するように、1977年2月から6月にかけて浜頓別町を除く9市町村で強行を余儀なくされた。こうした状況下で北教組宗谷支部は、いっぽうで「主任」制反対運動を慎重に進めるとともに(改正規則の実施凍結)、たほうその裏側では学校「主任」制問題とはハッキリと区別しながら、「合意書」に消極的な校長会の姿勢を念頭に二つの方策を探究した。第一に、1977年3月「教育活動と学校運営の基本方向と改善の合意をめざす学校長との意見交換書」を発表して、前述の各市町村の「統一見解(合意)」を各学校レベルにおろし、校長を含めた全教職員の討論と合意を呼びかけたのである。この運動は全市町村に広がったというわけではなかったが、稚内市では市内30小・中学校のすべてにおいて「意見交換書」を中心に討論が組織され、これを土台にすべての学校の校長と分会代表者それに教育委員全員が出席する二度の話し合いが開催されるという事態にまで発展した。このような運動の延長上に6月1日、稚内市教委と北教組稚内支会とのあいだに成立したのが資料5の合意書である。第二の方策は、前掲の各市町村における教委と支会の合意書(「統一見解」)——稚内の場合は6月1日付「合意書」——に「魂を入れる」(横山の言葉)住民の支持署名運動の提案であった。それは、1977年6月から管内全有権者を対象とする対話と合意の活動として取り組まれることになる。この運動は難航したが、1年後の1978年7月、管内全有権者の46.3%の住民支持署名を獲得するまでに発展する。実質的に住民の過半数が「合意書」にもとづく学校づくりの基本方向を支持したのである。

北教組宗谷支部と宗谷校長会との対話はこのような学校単位の共通理解と住民の支持を背に負うてねばりつよく続けられ、1978年11月8日にはついに、管内教育関係四団体(宗谷校長会、宗谷公立学校教頭会、宗谷管内教育委員会連絡協議会教育長部会、北海道教職員組合宗谷支部)が宗谷地域における資料6のような学校改善・学校づくりの共同のプログラム・ポリシーに調印したのであった。いったん各学校レベルに下降した合意書は、こうして各学校を基礎単位に堅固な国民的土台を築きながら合意の担い手を広げて再び浮上するという質的发展のプロセスをたどったのである。

「合意書」の現在 ところで、この’78年11月8日付「合意書」は1992年になって見直しが行われることになる。全国的な教職員組合運動の組織的分岐のなかでその一方の側(現北教組宗谷支部)による「合意書」破棄通告がその直接の契機となった。そうしたなか、1992年2月24日今度は宗谷校長会の側から「父母の期待にこたえる学校づくりの合意(案)」が提起された。

資料7がそれである。これがいわゆる「見直し合意書」と呼ばれているものの発端である。この合意書(案)は'78年11月8日付「合意書」の精神を踏襲しその簡素化を図りつつも、'90年代以降の問題状況にそくした内容をもつ。とりわけ学校5日制への移行をにらんだ各学校における教育課程(教育計画)づくりを教育合意運動推進のかなめにすえたとみられる点に政策的発展が認められよう。

そして1992年2月25日、稚内市において、稚内市教育委員会、稚内市校長会、稚内市公立学校教頭会、宗谷教職員組合稚内支部のあいだにこれとほぼ同文の合意書が成立し今日に至っている。他町村ではなお未成立の状況が続いているけれども、この合意書(案)は現に北海道宗谷全域のすくなくない学校で前進しはじめている教育課程づくりの実践と運動を呼び起こした端緒としての意義を有しているようにおもわれる。

3 思考様式の特徴——教育合意運動の活動空間と思惟の運動——

現行教育制度の外側・裏側のスペース ここで教育合意運動の思考様式の特徴に注意を向けてみよう。発案者は1976年4月こう説明していた。

今日の教育をめぐる情勢とたたかいは、たんに教育政策をめぐる論争にとどまらず、現実の教育を実際にどう民主的に改善するのかにかかわるたたかいになっています。教育荒廃の現状は、父母と子供にとって切実で深刻な問題になっています。まさに、教育が国民的に重大な政治的社会的問題になっているのです。

この教育荒廃の現状を改善するためには、教育の内容・方法の改善、教育課程、到達目標、評価などの具体的改善をふくめた民主的学校づくりの内容をめぐって広範な父母と教職員の間に共通の認識(合意)をかちとる運動がきわめて重要になっています。(昭和51年4月27日付「北教組宗谷情報」)

ここに一つひとつの学校に照準を合わせて、日本公教育の矛盾と争点を考察しようとする教育合意運動の思考様式の特徴が端的にあらわれている。いわば、現存する学校、その現実の働きぐあいをそのまま自明の前提として受取り、それらに安住して改善を議論するのではなく、いったん現行制度および制度・政策論争の外に出て、その裏側に実践上のスペースと国民的教育課題を見出す。そして「教育荒廃」を解消することができないような教育実践上の弱点——より正確・的確に表現すれば、学校教員の理論的実践的な力量や到達度の適用限界——を人間の側から問い直し、教育のシステムそのものを考えていく。そのような意味で、現在の学校のありようおよびそのあるべき姿にかんする制度的な、あるいは教授・訓育・管理の全体にわたる諸々の理論と実践およびそれらの到達度、こういったものをいったんはご破算にする形で、換言すれば、子どもと父母の目線でのみ純粹培養的に、問題の構造と本質をつかみなおそうとする姿勢が顕著である。それはまた、じっさいの教育活動を子どもの意欲と父母の願いにそって改善するというごく普通の課題を、教育関係中間団体として、また教職員組合が追求すべき柱石の課題として真正面に掲げさせた起動的動機をなす。学校はだれのもので、その教育活動はだれのためにあるのかという根本問題が、現代日本の公教育のあり方をめぐる争点としてリアルに認識されたのはこのゆえであった。

けれども、子どもの意欲と父母の願いに沿う教育活動の改善とはいっても、じっさいにはそれは自然発生的に達成されうるようなまやさしい課題ではない。個々の教師の自由と自主性

にもとづく予定調和のなせる技でもけっしてない。そのことを熟知のうえで「教育荒廃の現状」を改善する課題にとりくもうというのであるから、ここはまさに主観的願望、希望的観測といった類のおよそ通用しえない場面といわなければならない。そこで学校教育の現状を改善し学校を作り直すことのできる者はだれで、どのような装置を用意すれば、その主体の働きが可能となるのかという問題があらためて意識的に探究されなければならないはずで、このような管理実践の組み立て方を大きく左右する分かれ目への着目は父母と教職員との「合意」という着想の本質把握にかかわるキーポイントであり、先掲の提案理由において「教育荒廃の現状を改善するためには、教育の内容・方法の改善、教育課程、到達目標、評価などの具体的改善をふくめた民主的学校づくりの内容をめぐる広範な父母と教職員の間で共通の認識（合意）をもちとるという運動がきわめて重要になってい」と断言されたのが注目されるゆえんである。

ここには、現にある学校の制度と機構の外に置き去りにされたまま、学校の現実的な働きに不安や不満をつのらせ、諸々の要求を潜在させたり発している一人ひとりの父母、住民の存在がたつよく意識されてあるだけではない。むしろそのような父母、住民を学校の存在根拠を問い直す主体として認識し直すという操作を経ているとみるべきだろう。そうであるからこそ父母、住民を制度の内側に引き込むのではなく、逆に教職員の思考様式の方をいったん外に出して、制度の外側・裏側で父母、住民との教育への合意の運動にとりくむべきことが大胆に決断されたのであった。

教育運動の三つの側面の区別と統一 ついでもう一点。教育合意運動の思考法には、教育運動における「視座の変革」（丸山眞男の言葉）⁽⁴⁾ともいうべき大胆な発想の転換が認められる。わたくしの取材を総合すると、この運動が提唱された当初、宗谷の教師たち多数の最大の関心事は当時国の教育政策が強力的に導入を図ろうとしていた学校「主任」制問題にあったといっている。がいそいで力説しておきたいのは、宗谷支部の指導部が学校「主任」制問題を教育運動の諸課題のうちの一つとして掲げたにすぎなかったという冷厳な事実である。別言すると、教育合意運動を提唱した教職員組合の運動方針は、民主的学校づくりについて「すべての父母、教職員、教育関係者の共通理解と合意」を広げるという課題・運動と、「父母の理解と合意」や「校長会、教頭会との合意」を土台に学校「主任」制に反対する課題・運動を、はなから方法的にハッキリと区別しながら策定されてあった。教育合意運動の思考様式を提唱の発端において精確に捉えるためにはこの点を的確に読み取っておくことが決定的に重要で、それは単なるおもいつきではなくまた学校「主任」制反対運動の単なる戦術的議論でもなかった。教育合意運動の活路を現行制度の外側・裏側に見出す論法の最初の試金石として打ち出された考え方だったといっている。

論理主義的な角度からこれをつめてみると、当時の支部指導部の熟慮^{デリベレイション}の端緒は、じつにこの方法的区別を導き出す思考のプロセスにあったようにわたくしにはおもわれる。ありていには、民主的学校づくりについての「すべての父母、教職員、教育関係者の合意」という着想は、それ自体もともと肉眼ではなかなか捉えにくいテーゼであった。それが教職員組合の運動方針として、しかも学校「主任」制導入の是非という時論の争点にきびずを接しながら発案されざるをえなかったという事情を加味して推測すれば、二つの課題（運動）の混同が生まれる危険性は、当事者においてであれ傍観者においてであれ、たぶん予想されるところであった。教育政策と教育運動という大枠の概念装置にあぐらをかいて教育の現実を性急に切り取る

うとする思考様式や運動の精神が希薄で官許のコース適従型の姿勢が支配的な場所ではとりわけ誤りを生じやすかったといえる。だから、学校「主任」制問題を教育界焦眉の課題とみる風潮が——圧倒的多数の教職員組合関係者をはじめとして——巷間に広がるなかで、教育合意運動の発案者らはそれを当面する教育運動のかなめの課題とはけっして押さえなかったという事実注目したいのである。つまり学校「主任」制問題が統治機構の教育政策と民間の教育運動とのあいだの目に見える争点としてきびしい形をとって浮上しつつあることを知りつくしながら——したがって教育政策と教育運動の当面する対峙の構造にじゅうぶん目配りを加えたうえで——なお、しかしながらそれは（重要ではあるが）争点の一つにすぎず、子どもの意欲と父母の願いからみた公教育問題の矛盾の集中点の一つひとつの学校を場とする教育の機構と機能のありようをめぐる現われてくる、実践者はこれを具体的に捉えなければならない。民主的学校づくりの合意という綱領的命題とそれを実現に移す具体的な運動の進め方は、このような分析視点と決断のうえに提案されたものであったとみられるのである。当時衆目がそうであったように、ふつうだったら学校「主任」制問題にのみ眼が行くはずなのに、宗谷の場合そうならなかったのはじつにこのためであった。

このような考え方はのちに教育運動の三つの側面の区別と統一という一定の体系感覚を備えてより鮮明に説明されるようになった⁽⁵⁾。

日本の民主的教育の確立をめざす教育運動と一口に表現している運動の内容は、大まかに三つの側面をもっています。

その第一は、教育制度、教育行政の民主的拡大、教育条件の整備拡充をめざす運動です。これは、憲法と教育基本法の理念と原則の具体化につとめる教育行政の民主的姿勢の確立、それをもとめる主権者の権利の保障と責任を果たす運動の側面です。第二は、子ども、青年の豊かな発達を保障するための教育活動、学校運営、研究実践と交流の運動です。すべての子どもが主権者として平和的民主的な社会を形成し、健康で文化的な生活をいとなむのに必要な能力を、発達段階にそくして理解できるやり方で学習する権利を保障することを前提に行う教育活動、学校運営をはじめ教育研究・交流活動を中心とする、いわゆる民主的学校づくりの運動です。第三に、教職員の労働者としての権利・国民としての権利の拡充発展をめざす運動です。教師が、教育の専門家として、国民の負託にこたえてその責任を果たすために、真理真実以外の不当な支配に服することなく自主的に教育活動をおこなう活動の保障、それと同時に教職員の労働条件の改善は、ゆきとどいた民主的教育活動を前進させる前提条件でもあるという見地に立った運動の側面です。

教育運動のこの三つの側面の独自性を正しくとらえながら、相互に関連しあうことをとらえて統一的運動のすすめ方に熟達することは、教育運動を大きく前進させるために重要な実践的課題の一つです。例えば、実践的にみた場合、第一の側面は、住民ぐるみの教育運動としてあらわれるし、第二の側面は、教職員を中心とする教育実践研究運動としてあらわれ、第三の側面は、労働条件の改善を中心とする教組運動としてあらわれるのが一般的現象です。その場合、三つの側面における教職員組合の果たす役割はきわめて重要ですが、それぞれの側面の独自性を無視した教組の引きまわしは、運動の発展上逆有害です。（以上、原文に句読点を補い、改行するなど、表記上若干の修訂を加えた。）

みられるように、一口に教育運動とはいっても、その内容を分析的に検討してみると、三つの側面が認められ、それぞれの位置と意義・役割は、対象の性質に注目してみても、統治機構の教育政策にたいする関係の仕方を見てみても、運動の担い手の構造を考えてみても、いちじ

るしくその属性を異にするといわなければならない。したがって、これらをハッキリ区別してそれぞれの独自性をただしくとらえよ！ それと同時に、相互の関連性をつかんだ統一的な運動の進め方に熟達せよ！ というわけである。これらの三つの側面の混同が起って、たとえば第二の側面に反権力性の要素が機械的にもちこまれたり、教職員組合を主体とする第三の側面に他の二つが従属させられたりするような事態が発生すると、社会の深部で確実に醸成されつつある、教育の改良と改革を促す要因への人間の能動的働きかけを阻害し、教育運動発展の障害物が作られることになる。教育合意運動の提唱の発端以来、発案者らはこういう意味のことを指摘し続けたわけである。

もはや指摘するまでもないかもしれないが、教育合意運動は、教育運動の第二の側面の運動として発案されたものである。父母の期待に応える学校づくりをかなめとした教育合意運動を發展させ、これを土台として第一および第三の側面の運動にとりくむという路線こそが教育運動全体の發展を保證するという文脈で、教育合意運動を教育運動の基軸に据えるべきだと考えられた（現に考えられている）のである。つまり如上の論法は、三つの側面の併列的な存在を主張したものではけっしてなく、ひとことで評すれば、それは、現代公教育の機構と機能の改良と改革（の関係）にかんする方法的視座を運動の観点を駆使して凝視した実践家的な探究の所産であった。教育政策と教育運動を対置する教育運動観から出て、こうした旧来の教育運動観に反省を迫る、このような視座の変革こそ、教育合意運動の基底にある思考法のコア部分であったわけである。教育経営学もまたこれを的確に捉え、みずからのディシプリンを鍛え直さなければならない。

4 学校づくりの典型——稚内南中学校再生のプロセス——

典型の意味 以上のような教育合意運動と父母の期待に応える学校づくりの合意書の意義は、それが一つひとつの学校において具体の姿をあらわしてはじめてリアルに論じることができよう。その意味でここでは一つの典型すなわち1980年代中盤、荒れに荒れた稚内南中学校が教育合意運動の発案者と同じ人物のリードでわずか1年ほどの間に急速に立ち直り、生徒全員の進路実現を果たすまでのプロセスに簡単に触れておくことにする。ここに「典型」とは、たとえ合意書が成立したとしてもどこの学校でもなかなかこうはいかないだろうが、しかし学校づくりの実践としてはとうぜんこうあるべきだろうといったほどの意味である。そしてここでもまた注目を要するのは、すべての父母・教職員および子どもたちの思考と行為をリードし媒介した政策活動にほかならない。それは合意書をまとめあげた思惟の運動の具体的發展的な姿態でもあった。

父母参加の学校再生政策 荒れが頂点に達していた1985年4月1日に稚内南中学校に赴任した横山幸一新校長が生徒と教職員の実態を見て行った最初の大きな決断は、入学式から3日後の4月11日、職員会議とそのあとのPTA三役会議で緊急に提起された「すべての父母に『生徒指導協力員』としての来校をお願いする」という方針だった。

《すべての父母が生徒指導協力員として学校再建の協力を》

—— お願いの趣旨 ——

一、生徒の実態をよくみていただきたい

- 一、意見や要望を出していただきたい
- 一、授業を抜け出した子どもの指導を
- 一、地域での生徒の指導の協力を

※学校は、みずからの実践の反省をするとともに、今悩んでいる子どもたちのために父母の皆様の全面的な協力をお願い致します。

この方針は即実践に移され、4月11日から27日までの実質14日間に、合計565人、全父母の76.7%による学校訪問が行われた。これと併行して三つの学年PTA総会が開催され、またいじめグループの頂点にいる子どもたちにたいする「特別生徒指導協力員」の取り組みがPTA三役の活動として始まっている。こうした活動を経て4月末のPTA総会に提案されたのが、つぎのような「PTA活動の四本柱と五つの方針」である。

PTA活動の四本柱

1. 学年・学級PTA
2. 常任委員会（広報委員会、健康委員会、文化委員会、生活委員会）
3. 地区別PTA
4. クラブ父母の会

PTA活動の五つの方針

1. 会話と協力のある家庭づくりに努力しましょう。
2. 学級・学年PTAを子どもの励ましを中心にいっそう充実させましょう。
3. 親と教師が生き生き学びあえる常任委員活動にしましょう。
4. 地域での子どもの生活が見える地区別PTA活動を組織し、積極的に活動しましょう。
5. すべてのクラブに父母の会をつくり、子どもと感動を共有できる援助と活動をしましょう。

稚内南中学校の再生の第一歩は、こうして、父母の学校参加から始まったのである。「これは、学校主導型のPTA活動ではなく、子どもがよく見える、子ども中心型のPTA活動への脱却の宣言」であったが、同時に学校再建の方針でもあった。この指針の内容を理解するのは、「教師たちよりも学校の実態をみた親たちの方が鋭かった」という⁽⁶⁾。

家庭・学校・地域三位一体の学校づくり政策 つぎに荒れの現象の根底にあるのは「いじめ」だと判断した新校長は、「いじめ」の実態と教職員の「いじめ」認識の不一致を克服するために、6月13日、子どもと教師にたいする全校一斉の「いじめ実態調査」を実施している。これをふまえて「いじめ」を裾野から一掃するための学校づくりの基本政策が提起された。「いじめ克服の四つの観点」がそれである。

いじめ克服の四つの観点

1. 会話と協力のある家庭づくり
(生活リズム、親子の協力、生徒指導協力員)
2. よくわかる授業づくり
(学習リズム、基礎学力、授業の改善)
3. 励まし合いのある子ども集団づくり
(学級活動、全校活動、クラブ、生徒会活動)
4. 地域ぐるみの子育て活動づくり

(校外班活動, 地区 PTA 活動, 子育て連絡会活動)

学校教育の機構を, 家庭・学校・地域の分担部署を精確に捉え, それぞれの部署の固有の責任と相互の協力共同の道(参加)を示し, これらを組み合わせで機能させようとするこの政策的指針はすぐれて理論的に組み立てられてある。が, 問題は教師たちがこの方針を理解し, 納得して荒れの現実に立ち向かえるかどうかという点にあった。そこで「教師育ちのカギ」として打ち出されたのが, 次のようなきわめてユニークかつオーソドックスな「四つの気配り, 四担の自覚」という学校教員の職能成長をめざし求める方針だった。一人前の教師像を描いて見せたこの政策的立案もすぐれて理論的に考案されているといえよう。

四つの気配り

1. 子どもへの気配り
2. 父母への気配り
3. 地域への気配り
4. 仲間への気配り

四担の自覚

1. 学級担任(副担任)
2. 教科担任
3. クラブ担任
4. 地域(校外班)担任

全教育活動機能化の環の発見 こうした父母の学校参加・学校再生の具体的方策の枠組みに加えて, もう一つ刮目の提案があった。1985年6月3日, 荒れの頂点のさなか, 第1回「南中式基礎学力認定テスト」が実施される。この実践は「小学校1年生の漢字と小学校3年生の計算問題を各25問, 一題4点, 90点以上を合格点」として全校生徒にたいして実施されはじめたものであるが, たとえば「夏休み直前の認定テストで大多数の子どもが受けた小数の加減乗除の混合計算($3.5 \div 0.7 + 0.4 \times 3 =$)は, 3年生でも半数が不合格になり, 9月段階(12回目)でも全校生徒の半数が, 小学校段階を修了できませんでした」⁽⁷⁾ というのであるから, 学校や教師が直面していた事態は深刻であった。こうして「いじめ」の裾野のさらにもう一つ奥にあるのは子どもたちの基礎学力問題であることが教職員共通の認識となる。この深刻な問題を解決するために大胆に決断されたのが時間割と日課表の抜本的改善であった。つまり学校教育法施行規則第54条が標準と定め(別表第二備考1), 当時の学習指導要領が常例としていた50分の一単位時間を5分短縮することが決断され, そうして生み出された時間を20分の「南中タイム」と称して, 毎日正規の授業開始前, 基礎学力回復のための, 全校ぐるみの班・学級における「教え合い」「学び合い」の活動が全校一斉に組織されたのである。この「基礎学力の学び合い」は二学期から開始されたが, それは授業妨害の減少, 授業抜けだし生徒の固定化と時期が重なり合っているという。そしてしだいにいじめグループを含めて発展しはじめたこの「学び合い活動」は, 学校の全教育活動を結合し有効に機能させる環として位置づくようになり, その後の学校経営計画の柱に据えられていく。またのちにはここから授業づくり, 学級づくり, 学校づくりを結ぶ教育課程の研究開発へと動き始めることも付言して有意義であろう。

稚内南中学校が異例のスピードで再生したのには理由があり, こうした政策的指針の周到的な組み合わせを媒介にした教育の新たな機構と機能づくりは, 学校づくりの合意運動の典型として教育研究者にも記憶されてしかるべきだとおもうしだいである。21世紀の教育経営学が解明し開発しなければならないのは, このような学校改善・学校づくりの理論とハウ・トゥーなのではあるまいか。

結びにかえて

以上に紹介し若干の論評を加えたのはいわば教育合意運動の第一歩の部分である。教育合意運動はトレーガーの世代を代えて、いま公立の義務教育学校の教育課程づくりの合意運動を基軸とする運動へと発展を遂げようとしているようにおもわれるから、すでにその第二歩の探究がはじまっているといえるわけである。が重要なことは、(内田義彦の言い回しに倣っていえば)第二歩になれば第一歩はもうすんだというようなものではない。第一歩の問題は第二歩においても貫通するというだけでなく「むしろ、いよいよ具体性をおびて必要にもなるし、その必要なことの意味が自覚されてもくる」⁽⁸⁾。そのような意味で学校改善にかんする言葉の厳密な意味での戦略的政策的思考は教育合意運動のこのようなステップの踏み方、そこにふくまれるすぐれて学問的な方法を論理主義的な角度からおおいに学ぶ必要がある。そこで一つひとつの学校の教育活動と学校運営の改善に照準を合わせた教育合意運動の学校経営戦略、政策開発機能の第一歩の意義を別言しておけば、「(諸学問の方法論にとらわれず)一般に方法的に考えることに熟達する」(内田義彦の言葉、傍点は原文)⁽⁹⁾、このことが綱領的戦略的思考や政策活動の前提になっている。われわれはこれを捉えなければならない、ということになるのか。

世に教育改革論はかまびすしく、それに付随して「学校評議員」、「学校協議会」、「学校理事会」といった日本語的「参加」の形態の議論もまたかまびすしいが、それらの諸々の議論はどれのどこをどう読んでも本稿が紹介し若干の検討を加えたような教育活動と学校運営の改善を計画化し、その第一歩、第二歩、第三歩とステップを踏んでいこうとする思考を欠いているのではなかろうか。(わたくしはそれらの試みはあっていいとおもうし、子どもの意欲と父母の願いを基準にぜひ成功してほしいとねがうものであるが)ありていにあえていえば、それらは教育制度・政策論争に傾斜しすぎているといってよく、一つひとつの学校における独自の教育計画の策定という現代公教育の改良と改革のかなめの課題は圏外におかれたままであるようにおもわれる。

小出達夫教授が主張される教育の公共性論の構図にそくしていうと、本稿はいわれるところの「媒介の極」「中間団体」論にからむはずであるが、その「媒介の極」「中間団体」論はけっきょくは各学校の教育課程の問題、中間諸団体の教育課程政策開発機能いかに帰着するとおもわれる。教育課程問題を子どもの意欲を喚起・持続し、父母・住民の参 加を促すシステムの問題としてみる機構論的組織論的立場からすれば、教育合意運動が霧の中で決断を重ねながら追求してきた学校経営戦略の第一歩を、そしていま追求しようとしている第二歩をわが国の公立学校における「媒介の極」「中間団体」論の典型の一つとして考察の対象に据える意味はじゅうぶんにある。教育の公共性をわが国の思想的風土や伝統的制度環境をふまえてシステムの問題としてシステムティックに論じうするためには、教育合意運動の思惟の運動の根本に存在した教育運動の三つの側面の区別と統一という視座に倣って、教育制度政策論争と学校経営・学校づくり論をハッキリと区別し、そのうえで相互の連関を考えるという思考法に習熟する必要があるようにおもわれるからである。土着の運動と思想を掘り起こすこともまた有意義といえよう。

<註>

(1) たとえば、中留武昭・スクールリーダーのための学校改善ストラテジー(東洋館出版社、1991)などを参

照。

- (2) 横山幸一＝坂本光男・宗谷の教育合意運動とは（大月書店，1990），51 頁。
- (3) 北海道教職員組合宗谷支部・宗谷の教育運動（1977），94 頁。
- (4) 丸山真男「幕末における視座の変革——佐久間象山の場合」（1964），同・忠誠と反逆（筑摩書房，1992）所収。
- (5) 北海道教育労働運動研究サークル（代表村田秀夫）・教育運動の発展をめざして NO.1（1979）。
- (6) 横山幸一＝坂本光男・親が変われば子は伸びる（明治図書，1990），51－52 頁。
- (7) 稚内南中学校＝稚内南中父母と先生の会編・父ちゃんの海（平成元），39－40 頁。
- (8) 内田義彦・社会認識の歩み（岩波新書，1971）75 頁。
- (9) 同前，26 頁。

* 本稿は，日本教育行政学会第 35 回大会（2000 年 10 月 13～15 日，於北海道大学）の（小出達夫教授が第一報告者であった）シンポジウム「教育行政と公共性——北海道の教育改革を事例として——」の第三報告をもとにこれを改稿して成ったものである。改稿にあたり，内田義彦・社会認識の歩み（岩波新書，1971）を使って教育合意運動を読んでみるという実験を加味してみた。本で社会や人間を読むというこうした試みが成功したかどうかはあやしいが，これをもって小出達夫教授の定年を記念することとしたい。

資料 1：1976 年 4 月 15 日付「教育活動と学校運営の民主的發展をめざす合意書」

教育活動と学校運営の民主的發展をめざす合意書

私たちは，憲法と教育基本法にもとづき，教育活動と学校運営をより充実させる立場からの見解を明らかにしながら，すべての教職員，教育関係者，父母の合意を求めて，学校，地域や各団体とさまざまな対話をしたいと考えています。

“すべての子どもたちにゆきとどいた教育を” “父母の願いを反映した教育を” という教育への国民参加を基本に対話活動へ参加の上，批判とご意見と同時に，見解への合意を心から訴えます。

一．学校は真理，真実にもとづいた教育活動を行い，子どもの人格形成をはかる場です。

そのために教師には，高い専門性と自覚的自主的な活動が期待され，教育基本法では学校と教育についていっさいの権力支配をいましめています。

各学校の運営，教育計画の方針は，全教職員や父母の意向が正しく反映されるよう民主的協議を基本にきめられるべきです。

二．教育活動を充実させることを目的に，学校運営を円滑に行うために設けられる学校の校務分掌（部長，主任，係などを含め）は，憲法，教育基本法の民主的原则にもとづく学校教育を充実させ，すべての教職員の自主的教育活動を相互に援助，協力し合う見地になって，民主的協議を基本にきめられるべきです。

三．各学校の校務分掌の内容と各分担（現行の部長，主任，係を含め）は，画一的にするのではなく，各学校の歴史と実態に即して名称や選出方法，役割を含めて，全教職員の希望や意向が反映されるよう民主的協議によってきめられるべきです。

四．現在，学校では，校務分掌として教職員が分担している係は，約五十種類をこえる現状にあります。したがって，学校によっては実態にもとづいて，教務部とか生徒指導部を設け，そのまとめ役として主任，部長をおいているところもあります。

これは，教職員がお互いの信頼と協力関係にもとづいて民主的協議をもとに合意によって選出され，教育をすすめるうえでとりまとめの役割を果たしているものです。

五．現在，学校におかれている主任などは，文部省令で制度としてきめ，校長や教育委員会が任命し主任手当てを支給するという「中間職制」でも「指導職」でも「上司」でもありません。

また，民主的學校運営や教育活動には，任命制の「主任」などとなじまないことは明らかです。

六．現在各学校の実態に即して設けられている校務分掌の主任は，選出の方法，仕事の内容，役割について，より民主的にするために改善する必要があります。

その場合の協議の観点の参考として，

1. 主任を選出する場合の観点

- (イ) 教職員相互の信頼と、教職員と父母との協力関係をつよめることにふさわしいこと。
- (ロ) 一定の教職歴、当該勤務校歴を考慮すること。
- (ハ) 適任者が多い場合は、可能な限り持ち回り制とすること。
- (ニ) 婦人教師への差別をしないこと。
- (ホ) 本人の承諾を求めること。

2. 主任の役割

- (イ) 教科、学年、領域ごとの運営、教育活動上の連絡調整を行い、教職員間の相互援助、協力関係をつよめること。
- (ロ) 教師の教育を行う自主的権限と、学校と教育の自主性を守ること。
- (ハ) 省令による任命制の「主任」の職務内容、性格とは全く異質のものであることを確認すること。

七. 私たちは、ゆきとどいた教育を子どもたちに保障することと、父母の教育への願いを実現するために次のことを要求します。

- 1. 事務職員、養護教諭、専科教員、実習助手の増員を含む教職員の定員増をすること。
- 2. 「主任」を任命制にし、特定の「主任」に手当てを支給するなど教育原理に反する「指導職」などという「中間職制」の導入はただちに中止すること。
- 3. そのような財源は、受験地獄を解消する高校増設、私学助成、教育費の父母負担軽減など国民の切実な教育要求の実現にふりむけること。

昭和五十一年四月十五日

北教組宗谷支部長 横 山 幸 一
高教組稚内支部長 関 原 暉

資料 2：1976 年 5 月 24 日付「学校運営と校務分掌の民主的改善をめざす合意書」

学校運営と校務分掌のより民主的改善をめざす合意書

地教委連教育長部会と宗谷支部は、憲法と教育基本法の中にもとづき宗谷管内の各学校の学校運営と校務分掌のより民主的改善のあり方をめぐる交渉の結果、左記事項について合意に達した。

今後両者は、この内容を相互に誠意をもって努力するものとする。

一. 学校は真理・真実にもとづいた教育活動を行い、子どもの人格形成をはかる場である。

そのため教師には、高い専門的力量が期待されるとともに自主的教育活動が保障されなければならない。

各学校の教育目標・方針・計画や学校運営は、全教職員や父母の意向が正しく反映されるよう民主的協議を土台に、校長の権限で定められるべきである。

二. 校務分掌は、民主的教育活動をすすめることをめざし学校運営を円滑に行うため設けられるものである。

したがって、その内容・選出方法・役割は、各学校の歴史と実態に即して全教職員の民主的協議にもとづいて、校長の権限で定められるべきである。

三. 各学校の主任とは、「職」の設置ではなく校務分掌の一環として位置づけ、その役割(職務)は、教育活動上の連絡調整の相談に当たるとともに、相互援助協力関係をつよめるまための役割を果たすもので全教職員の民主的協議を基本に校長の権限で選任されるべきものである。

四. 今後、学校管理規則の改正については、前三項の趣旨にもとづき組合とも検討を加え、一方的改正は行わないものとする。

規則の運用にあたっては、次の事項にもとづいて行うものとする。

- 1. 学校管理規則の学校運営上の校務分掌にかかわる諸規定は、前三項の内容にもとづいて運用するものとする。
- 2. 学校管理規則の運用上で問題が生じた場合は、両者の交渉で解決する。
教職員には、運用にかかわって服務上、身分上の一さいの差別や不利益の生ずることのないようにす

る。

五. 今後、道教委管理規則や給与条例の改正などに伴う道教委の行政指導による問題が生じた場合は、合意を前提とする組合との交渉で解決する。

六. 主任に対する手当ては、教育活動上問題があるので十分検討を加えるよう関係機関に働きかける努力をする。

七. この合意書は、地教委と支会及び地教委連教育長部会と宗谷支部とそれぞれ交換し保管するものとする。

昭和五十一年五月二十四日

宗谷管内地教委連教育長部会長 安 田 俊

北教組宗谷支部支部長 横 山 幸 一

資料3：「わかる授業・楽しい学校づくりをめざす父母と教職員の合意の訴え（1976年6月）」

わかる授業・楽しい学校づくりをめざす
父母と教職員の合意の訴え

〈教育の荒廃〉

授業についていけない子ども、「非行」の増大など、教育の荒廃は深刻な社会問題になっています。この荒廃を一刻も早く解消し、すべての子どもに学力をきちんとつけさせ、これ以上の荒廃を許さないということは父母の切実で共通な願いであり、教職員と学校に対する最も大きな期待の一つとなっています。

〈その解消の道は〉

私たち教職員はこの期待にこたえ、その責務を果たす道は、教職員が共同し、知恵と力を発揮し教育と学校のあり方を父母と語り合い、その理解と納得にもとづき「全ての父母と教職員の共同の力」をつくりだすことにある、と確信を深め合いました。

〈父母のみなさん〉

私たち教職員は、子どもの未来のため、わかる授業・楽しい学校づくりをめざして * 学校の教育活動や学校運営のより民主的改善の基本方向を次のように考えました。率直なご批判・ご意見をよせていただき、心からのご理解と支持署名を訴えます。

教育活動と学校運営の民主的改善の基本方向

- 一. 学校教育は、真理・真実を子どもにわかるように教えることです。そのために学問の自由・教育の自主性を父母（国民）と教職員の共同の力で守りつづけます。
- 二. 教師は、子どもの学ぶ権利を保障するため、父母（国民）の負託によってあたえられている教育活動上の自主的権限を父母との共同の力で守り民主的に行使します。
- 三. 教師は、つねに専門的力量を高める努力をし、教育活動の評価基準を子どもと父母、教職員相互の信頼にもとめ、父母（国民）に直接責任を負う立場を守ります。
- 四. 学校は、学力や非行の問題を真剣に受けとめ、教育の目標・計画・内容・方法・評価・生活指導などの現状や改善策を今まで以上に父母の意見を反映し協力の得られる方向で教職員の一致した実践と研究に努力します。
- 五. 教育の成果は、専門家である一人ひとりの教師の知恵と力をだしきることを前提に、全教職員の民主的な共同の力でこそ高めることができます。そのため学校運営は、全教職員の民主的協議を基本にすめます。
- 六. 教育の自主性・教師の自主的権限と、それを保障する全教職員の民主的協議を基本とする学校運営を否定したり、制約をくわえる不当な措置は、教職員と父母の共同の力でやめさせます。
- 七. 教育行政は、憲法と教育基本法にもとづき、前一項目から五項目の内容を保障するとともに、教育条件の整備につとめるべきです。教育活動や学校運営にかかわる制度や規則の改正にあたっては、父母（国民）と教職員の理解と納得を前提に行うよう要請します。

私たちは、右記の基本方向で努力します。父母のみなさんの理解と支持を心から訴えます。

一九七六年六月**

* 学校教職員一同

北教組宗谷支部はこの「合意の訴え」を管内すべての教職員・学校と父母のみなさんへよびかけ討議を深めていただくことを提唱しています。

(*印を付した箇所には学校名を、**印の箇所には日付を入れるかたちになっている。引用者)

資料4：猿払村の1977年2月18日付「教育活動と学校運営の共通課題に対する統一見解（合意）」

教育活動と学校運営の共通課題に対する統一見解（合意）

- 一、私たちは、学校に教育的、人間的ふん囲気をとりともし、こどもたちがのびのびと学び教師が生きいきと教えることのできる学校づくりをめざし、国民（父母）の期待にこたえる教育を確立するため話し合いの努力をしてきました。
- 二、私たちは憂慮すべき教育の現状についての認識を深め合い、その改善のため世界観、教育観、教育運動論や社会的地位の相違をこえて、当面相違点の追求ではなく一致できる教育上の諸課題について合意し、それを拡大し協力共同の力をつくり、可能なところから実行に移していくことを確め合いました。
- 三、私たちは、憲法と教育基本法の示す方向を合意の基盤にし、教育研究活動や教育問題七者こん談会など一致できる教育問題での協力共同の実践と歴史をもっています。その教訓に立って「わかる授業・楽しい学校づくりをめざす父母と教職員の合意の訴え」、「学校運営と校務分掌のより民主的改善をめざす合意書」、「宗谷における教育活動と学校運営の共通課題に対する統一見解」を基本的に支持、または合意しました。今後さらに合意の広場を拡大し、その実践化に努力します。宗谷の教育の発展のため、合意を土台に教職員も父母も教育行政も一丸となって、その実現のために努力することを表明します。

一、学校教育の基本について

1. 学校教育は、憲法と教育基本法がさし示している方針にもとづき、学問の自由と教育の自主性を尊重し、それを保障することを基本的見地としながら、
2. 自然や社会についての基本的事実・科学的認識の基本を正しく教え、社会の主人公として行動できる能力の基本を身につけることです。

二、国民（父母）と学校教育のかかわりについて

1. 学校教育は、国民自身の事業です。すべての国民は、子どもの発達に責任をもち教育全般に発言できるし、しなければならない権利と責任をもっています。
2. 学校と教師集団は、国民に直接責任を負う見地で国民の教育要求をうけとめ、その反映と実践にあたって専門性と力量を高めつつ、その責務を自覚し国民の負託にこたえることです。

三、教師の責務と教育活動上の権限について

1. 教師は国民に直接責任を負って行われる教育の仕事の担い手です。その責務を果たすため教師には、民主的諸権利はもとより教育活動上の自主的権限（自主性とその身分）が保障されるべきです。
2. 教師の教育活動上の自主的権限とは実践的には学問の自由を尊重し、事実にもとづきすべての子どもたちに必要な基礎学力・情操・体力などを身につけさせる責務を遂行するため国民から付与された（教基6条）ものです。

四、学校運営の基本について

1. 学校運営は、国民の期待にこたえる教育活動をゆたかにするためのものであり、教育活動のあり方が学校運営のあり方をきめます。
2. 従って、学校運営の基本は、なによりも子どもの教育を中心におき、校長をふくむすべての教職員の民主的協議と協力関係のもとに民主的に運営されるべきです。

五、職員会議の実践的あり方について

1. 職員会議は、教育の目的を実現するため学校運営の中心的組織として、その民主的運営と協議を基本に校長をふくめすべての教職員の意志統一の場です。

2. 学校長は、協議結果を尊重し、教職員の自主性・自発性が発揮されるよう努力し、教職員の合意がえられず校長の責任で決定する場合でも実践的検証による再協議を保障し合うことです。

六. 学校長の役割とその権限について

1. 校長は国民の期待にこたえるため学校と教職員がその責務を正しく遂行できる見地から、教職員との民主的協議を基本に学校の代表者として校務を民主的に掌る（権限）役割をになっています。
2. 実践的には、学校教育の目標・計画・内容・学校の運営方法などの決定と実施にあたっては、子ども、地域の実態、父母の要求、一人ひとりの教師の専門性、自主性を尊重し、校長の指導助言のもとに全教職員の民主的協議にもとづいておこなわれています。

七. 校務分掌のあり方について

1. 校務分掌は、子どもを中心に教育活動をゆたかにする学校運営を保障する見地で検討し決定されることが基本です。
2. 実践的には、学校の実情に応じ各種の係を設け、それぞれの分野の仕事の企画・推進・とりまとめをおこなうことも必要であり、その決定にあたって教職員の民主的協議を基本とすべきです。

八. 「合意の訴え」と「学校運営改善の合意書」について

1. 「わかる授業・楽しい学校づくりをめざす父母と教職員の合意の訴え」については、その基本方向を支持します。
2. 地教委連教育長部会と支部の「学校運営と校務分掌のより民主的改善をめざす合意書」については、解釈見解を含め賛成できます。

昭和五十二年二月一八日

猿払村教育委員会教育長 村 上 乾 直
北教組猿払支会支会長 田 口 国 夫

資料 5：稚内市の 1977 年 6 月 1 日付「教育活動と学校運営の基本方向についての合意」

教育活動と学校運営の基本方向についての合意

(一) 父母（市民）の期待にこたえる学校教育の充実をめざして

教育の荒廃（非行の増大、学力の低下、入試地獄など）は、深刻な社会問題になっています。

私たちは、学校により教育的・人間的ふんい気を取りもどし、子ども達がのびのびと学び、教師が生きて教えることのできる学校づくりをめざし努力します。すべての子どもに学力をきちんとつけさせ、父母（市民）の期待に応える教育を確立するためには、各学校のすべての教職員はもとより、教育行政、父母、教育関係者がそれぞれの責務を自覚し、相互に協力することが重要です。

(二) 憲法と教育基本法の理念を基盤に協力体制をめざして

学校教育の基本的課題にかかわるすべての教職員の合意は、憲法が示している平和と民主主義の理念と、それに基づく教育基本法の定めを共通認識の基盤にすることによって可能です。

共通の基盤に基づく協力体制なくして学校は、父母の期待にこたえる教育の効果を高めることがきわめて困難です。

すべての教職員のより民主的協力共同の体制づくりの努力は、教職員の責務を果たすための活動の一つでもあります。

同時にそれは、父母をはじめ教育関係者の相互協力の体制を促進し子どもに豊かな教育を保障する出発点でもあると考えます。

(三) 稚内市の教育の発展をめざして

稚内市教育委員会と北教組稚内支会は以上の共通認識のもとに、教育活動と学校運営上の基本方向について話し合いを続けた結果左記の事項について合意に達しました。

今後稚内市の教育の発展のためこの合意を土台に教職員も教育行政も一丸となって努力することを確め合いました。

このことは、すべての市民（父母）の教育への願いと昨年三月市議会の決議の趣旨を真に尊重する道であると考えます。

(四) 合意事項**一. 学校教育の基本について**

1. 学校教育は、憲法と教育基本法が示している方針にもとづき、学問の自由と教育の自主性を尊重し、それを保障することを基本的見地としながら、
2. 自然や社会についての基本的事実・科学的認識の基本を正しく教え、社会の主人公として行動できる能力の基本を身につけることです。

二. 国民（父母）と学校教育のかかわりについて

1. 学校教育は、国民自身の事業です。すべての国民は、子どもの発達に責任をもち教育全般に発言できるし、しなければならない権利と責任をもっています。
2. 学校は、国民に直接責任を負う見地で国民の教育要求をうけとめ、その反映と実践にあたっては教師集団の専門性と力量を高めつつ、その責務を自覚し国民の負託にこたえることです。

三. 教師の責務と教育活動上の権限について

1. 教師は、国民に直接責任を負って行なわれる教育の仕事の担い手です。その責務を果たすため教師には、民主的諸権利はもとより教育活動上の自主的権限(自主性とその身分)が尊重されるべきです。
2. 教師の教育活動上の自主的権限とは、実践的には学問の自由を尊重し事実にもとづきすべての子どもたちに必要な基礎学力・情操・体力などを身につけさせる責務を遂行するため国民から付与されたものです。

四. 学校運営の基本について

1. 学校運営は、国民の期待にこたえる教育活動をゆたかにするためのものであり、教育活動のあり方が学校運営のあり方をきめます。
2. 従って学校運営の基本は、なによりも子どもの教育を中心におき、校長を中心にすべての教職員の民主的協議と協力関係のもとに民主的に運営されるべきです。

五. 職員会議の実践的あり方について

1. 職員会議は、教育の目的を実現するため学校運営の中心的組織として、その民主的運営と協議を基本に校長を中心にすべての教職員の意志統一の場です。
2. 学校長は、協議結果を尊重し、教職員の自主性・自発性が発揮されるよう努力し、教職員の合意がえられず校長の責任で決定する場合でも実践的検証による再協議を保障し合うことです。

六. 学校長の役割とその権限について

1. 校長は国民の期待にこたえるため学校と教職員がその責務を正しく遂行できる見地から、教職員との民主的協議を基本に学校を代表する責任者として校務を民主的に掌る（権限）役割をになっています。
2. 実践的には、学校教育の目標・計画・内容・学校の運営方法などの決定と実施にあたっては、子ども、地域の実態、父母の要求、一人ひとりの教師の専門性、自主性を尊重し、校長の指導助言のもとに全教職員の民主的協議にもとづいておこなわれています。

七. 校務分掌のあり方について

1. 校務分掌は、子どもを中心に教育活動をゆたかにする学校運営を保障する見地で検討し決定されることが基本です。
2. 実践的には、学校の実情に応じ各種の係を設け、それぞれの分野の仕事の企画、推進、とりまとめをおこなうことも必要であり、その決定にあたって教職員の民主的協議を基本とすべきです。

八. 「わかる授業・楽しい学校づくりをめざす父母と教職員の合意の訴え」については、主旨は理解できるので今後充分検討します。

昭和五十二年六月一日

稚内市教育委員会委員長 山 品 俊 邦
北教組稚内支会支会長 船 木 勲

宗谷の教育の発展をめざして——教育活動と学校運営の基本方向についての合意——

一. 父母の期待にこたえる学校教育の充実をめざして

今日、教育における非行の増大・学力の低下・入試地獄などは、深刻な社会問題になっています。

こうした事態のなかでどの子にも基礎学力をしっかりとつけさせること、非行をなくし自主的な規律や市民道徳を身につけさせること、ゆたかな情操と体力を養うこと、希望と適性に基づく進路選択への援助など切実な教育の課題——父母の期待——にこたえるためには、各学校の校長をはじめすべての教職員はもとより、父母・教育行政・教育関係者が憲法と教育基本法の理念を基盤にそれぞれの責務を自覚し、相互に協力することが重要です。

二. 宗谷の学校教育の発展をめざして

宗谷校長会・教頭会および北教組宗谷支部は、宗谷の学校現場に責任を持つ教職員集団として以上の共通認識のもとに、「教育活動と学校運営上の基本方向について」話し合いをつづけた結果、宗谷管内教育委員会連絡協議会教育長部会も含め左記の事項について合意に達しました。

今後、宗谷管内の教育の発展のためこの合意にもとづいてより民主的相互協力の体制を促進し、父母の期待にこたえる学校づくりに努力することを確かめました。

三. 合意事項

(一) 学校教育の基本について

1. 学校教育は憲法・教育基本法の示している方針にもとづき学問の自由と教育の自主性を尊重しそれを保障することを基本的見地としながら、
2. 自然や社会についての基本的事実、科学的認識の基本を正しく教え、主権者として行動できる能力の基本を身につけさせることにある。

(二) 国民（父母）と学校教育のかかわりについて

1. 学校教育は国民自身の事業であり、すべての国民は子どもの発達に責任をもち、教育全般に発言する権利と責任をもっている。
2. 学校は国民に直接責任を負う見地で国民の教育要求をうけとめ、その反映と実践にあたっては、教師の専門性と力量を高めつつその責務を自覚し国民の負託に応えなければならない。

(三) 教師の責務と教育活動上の権限について

1. 教師は、国民に直接責任を負って行われる教育の担い手である。その責務を果たすため、教師の民主的諸権利はもとより、教育活動上の自主的権限（自主性とその身分）が尊重されるべきである。
2. 教師の教育活動上の自主的権限とは実践的には学問の自由を尊重し事実にもとづきすべての子どもたちに必要な基礎学力・情操・体力などを身につけさせる責務を遂行するため国民から付与されたものである。

(四) 学校運営の基本について

1. 学校運営は、国民の期待に応える教育活動を豊かにするためのものであり、教育活動のあり方が学校運営のあり方をきめる。
2. 従って学校運営の基本は、なによりも子どもの教育を中心におき、校長を中心にすべての教職員の民主的協議と協力関係のもとに民主的に運営されるべきである。

(五) 職員会議の実践的あり方について

1. 職員会議は、教育の目的を実現するため、学校運営の中心的組織としてその民主的運営と協議を基本に、校長を中心にすべての教職員の意志統一の場である。
2. 校長は協議結果を尊重し教職員の自主性・自発性が発揮されるよう努力し、教職員の合意が得られず校長の責任で決定する場合でも実践的検証による再協議を保障し合う。

(六) 学校長の役割とその権限について

1. 校長は国民の期待に応えるため学校と教職員がその責務を正しく遂行できる見地から、教職員との民主的協議を基本に学校を代表する責任者として校務を民主的に掌る役割（権限）をになっている。
2. 実践的には、学校教育の目標・計画・内容・学校の運営方法などの決定と実施にあたっては、子どもや地域の実態・父母の要求・ひとりひとりの教師の専門性・自主性を尊重し、校長の指導助言のもとに全教職員の民主的協議にもとづいて行われている。

(七) 校務分掌のあり方について

1. 校務分掌は、子どもを中心とする教育活動をより豊かにするための学校運営を保障する見地で検討し決定されることが基本である。
2. 実践的には、学校の実情に応じて校務を設定分掌しそれぞれの分野の仕事の企画・推進・とりまとめを行うことも必要であり、その決定にあたっては教職員の民主的協議を基本とする。

(八) 教育行政は、教育と学校の自主性を保障し父母をはじめ教職員の相互理解を深めつつ教育諸条件の整備につとめる。**(九) 「わかる授業・楽しい学校づくりをめざす父母と教職員の合意の訴え」については今後、引き続き検討する。**

昭和五十三年十一月八日

宗 谷 校 長 会 会 長 榎 本 茂
 宗 谷 公 立 学 校 教 頭 会 会 長 佐 藤 忠 勝
 宗 谷 管 内 教 育 委 員 会 連 絡 協 議 会
 教 育 長 部 会 部 会 長 滝 本 幸 雄
 北 海 道 教 職 員 組 合 宗 谷 支 部 支 部 長 横 山 幸 一

資料 7：1992 年 2 月 24 日付「見直し合意書」（案）

父母の期待にこたえる学校づくりの合意（案）**一. 学校教育の現状と父母の願い**

今、学校教育は、「落ちこぼれ」やいじめ・非行・不登校や高校中退者の急増など深刻な状況にあります。そのなかにあつて、父母の共通の願いは、子どもたちが楽しく安心して通うことのできる学校、どの子にも確かな基礎学力を、そして、人間らしく生きぬく自立の力を身につける教育であつてほしいということです。

二. 基本の合意と協力・共同の決意

この父母の願いを実現するためには、「教育と学校」のすべての分野に憲法と教育基本法のス精神をつらぬき、根づかせることが基本です。

そのため、わたしたちは、「教育活動と学校運営」の基本的事項に合意し、父母の願いと期待にこたえる学校づくりに教職員が協力・共同して努力する決意をしました。

同時に、子育て・教育のため、学校や教職員はもとより家庭・地域・行政がそれぞれの責任を自覚しつつ、共同することの重要性も確かめ合いました。

三. 教育活動と学校運営の合意事項**(一) 学校教育の目的と教育計画**

1. 学校教育は、憲法と教育基本法のス精神にもとづき、自然や社会の基本的事実、科学的認識の基本を正しく教え、主権者としての基本を身につけることです。
2. この見地をふまえ学校は、子どもや地域の実態・父母の要求を正しくうけとめ、民主的協議を土台に教育課程（教育計画）をつくり、教職員が協力・共同してその研究と実践につとめます。

(二) 教師の責務と権限

1. 教師は、父母と子どもに直接責任を負う立場で学問・研究の成果と事実にもとづき、すべての子どもたちに必要な基礎学力・情操・体力などを身につけさせる責務をもつ教育の担い手です。
2. その責務を果たすため、教師には教育活動上の自主的権限（実践と研究の自主性）と責務にふさわしい待遇はもとより、民主的諸権利が保障されるべきです。

(三) 学校運営の基本と校長の役割

1. 学校運営の基本は、子どもが主人公の教育活動をより豊かにするためのものであり、教育活動のあり方が学校運営のあり方を決めるという見地で運営します。
2. 校長は、学校と教職員がその責務を正しく果たせる見地で学校の責任者として校務を民主的に掌る役割（権限）を担っています。

3. 職員会議は、学校運営の中心的組織であり、民主的協議を土台に、すべての教職員の共同をつくりだす意思統一の場です。仮に教職員の合意が得られず校長の責任で決定する場合があっても実践的検証による再協議を保障することが必要です。

(四) 学校の責務と父母の教育参加

1. 学校教育は、国民自身の事業です。すべての父母は、子どもの発達に責任をもち、教育全般に発言する権利と責任をもっています。
2. 学校は、父母と子どもに直接責任を負う見地で父母の教育要求をうけとめ、教育活動と学校運営に正しく反映させると同時に、教師は、専門的力量を高め、父母の負託と期待にこたえる努力をします。

(五) 教育行政の役割

1. 教育行政は、教育と学校の自主性を保障し、父母をはじめ教職員との相互理解を深めつつ、教職員の勤務条件をふくむ教育諸条件の整備充実につとめることが基本的役割です。
2. 父母の理解と支持を前提に、学校完全五日制の早期実現をめざし、当面解決すべき諸課題や移行上の方法について教育関係者の協議を開始します。

一九九二年二月二十四日

宗谷校長会会長 及 川 健